

# 耕畜連携水田活用対策事業実施要領

18生畜第2751号  
平成19年4月2日  
農林水産省生産局長通知

最終改正 平成20年4月1日 19生畜第2443号

## 第1 趣旨

耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業については、実施要綱によるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 事業の内容

### 1 生産振興助成事業

#### (1) 助成要件

実施要綱別紙1の2の項の助成対象となる経費の欄の飼料作物の生産に係る水田における簡易な基盤整備の実施に要する経費の助成要件の欄の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める助成対象者要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）は、別紙1により作成するものとする。

#### (2) 事業の実施区域

本事業の実施区域は、その50%以上が第3の3の耕畜連携水田活用計画の対象区域内にあるものとする。

#### (3) 取得した機械・施設等の取扱

##### ア 管理運営

助成対象者は、導入した機械・施設及び共用牛（以下「施設等」という。）の管理に当たって、利用又は飼養に関する記録の整備及び状況の把握を行うものとする。

##### イ 管理委託

施設等の管理は、助成対象者が行うものとする。ただし、助成対象者が施設等の管理運営を直接行い難い場合にあっては、都道府県協議会長が適当と認める者に限り、管理運営を委託することができるものとする。

なお、都道府県協議会長は地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては生産局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）から事前に了承を得るものとする。

##### ウ 指導監督

都道府県協議会は、本事業の適正な推進が図られるよう、助成対象者（管理を委託している場合にあつては、管理主体を含む。）に対し、適正な管理運営を指導するものとする。

また、本事業において導入した施設等が当初の地域取組計画書に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合等）にあつては、助成対象者に対し、必要な改善措置を執るよう指導するものとする。

この場合、当該助成対象者に、別紙2により作成した改善計画を提出させるとともに、その達成が見込まれるまでの間、改善計画の実施状況の報告をさせることとする。

#### エ 事業名等の表示

本事業により導入した機械・施設には、本事業名を表示するものとする。

#### オ 運営に関する規程等の整備

生産振興助成事業の助成を受ける者は、導入した施設等について、取組の内容に応じて、共同利用の方法、経費の分担、貸付け、生産された牛の販売利益の配分及び処分等に関する規程を整備するものとする。

### (4) 事業採択の協議

都道府県協議会長は、実施要綱別紙1の2の項に定める助成の対象となる経費に係る取組の承認申請を受けたときは、以下によりポイントを算出することとし、3ポイント以上獲得したもののうち、合計値の高いものから、予算の範囲内で事業を採択するものとする。

また、採択にあつては地方農政局長に協議を行うものとする。

なお、都道府県協議会長は、地方農政局長と協議のうえ、地域の実情を勘案した採択ポイントを加算することができるものとする。

#### ア 地域取組計画書ごとの目標に応じたポイント（基準ポイント）

##### (ア) 達成すべき目標基準

取組に応じて次のaからdの基準から一つ選択するものとする。

- a 水田での飼料作物作付面積の増加
- b 水田での受益面積の増加
- c 水田での単収の増加
- d 水田での受託面積の増加

##### (イ) ポイント

(ア) で選択した項目のポイントの配分は次のとおりとする。

- a 10%以上増加 6ポイント
- b 5%以上増加 5ポイント
- c 3%以上増加 4ポイント
- d 1%以上増加 3ポイント

#### イ 水田での飼料作物の生産の推進に応じたポイント（加算ポイント）

次に掲げる取組を実施している場合にあつては、次に規定するポイントを加算

するものとする。

ただし、(イ) から (カ) までの基準については重複して加算することはできないものとする。

- (ア) 飼料増産重点地区での取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- (イ) 稲発酵粗飼料又はわら専用稲の作付の推進・・・・・・・・ 2ポイント
- (ウ) 水田放牧の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント
- (エ) 長大作物作付（トウモロコシ、ソルガム）の推進・・ 2ポイント
- (オ) 団地化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント
- (カ) 資源循環の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント

## 2 取組面積助成事業

### (1) 助成対象者

助成対象者については、助成の対象となり得る水田に係る権原を有する者又は主要作業を実施する者が、本事業の助成金を受け取ることについてあらかじめ協議をし、1つの取組について助成対象者を1に限定するものとする。

### (2) 助成の対象となる取組及び要件

- ア 実施要綱別紙2の団地化の取組の項の取組要件の欄の生産局長が別に定める飼料作物は、別紙3に掲げる飼料作物とする。
- イ アにおいて定める飼料作物以外で、都道府県協議会がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる飼料作物については、あらかじめ地方農政局長等に別紙4により協議するものとする。
- ウ 実施要綱別紙2の取組内容の項3のわら専用稲の生産の欄の取組要件の項における地方農政局長等との協議は、毎年行うこととする。ただし、次年度において当該協議により既に指定された品種を使用する場合において、品種の使用について届出を行う場合は、この限りでない。
- エ 取組を実施するに当たっては、別紙5により、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結（自家利用の場合は、自家利用計画を策定）するものとする。
- オ 地域協議会は、助成の対象となる取組について、実施要綱及び本要領に定める要件に付加して要件を設定できるものとし、この場合にあっては、第3の3の耕畜連携水田活用計画書に当該要件を記載するものとする。

### (3) 助成の対象となり得る水田等

- ア 実施要綱別紙2の助成対象者の欄の生産局長が別に定める助成の対象となり得る水田は、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5に定める助成水田等とする。  
ただし、飼料作物の生産が行われた水田等のうち、取組に係る年度と同一年度に水稲（米穀の生産調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3の2に定める新規需要米（青刈り稲・わら専用稲・稲発酵粗飼料用稲、飼料用米、援助米及び試験研究米）を除く。）が作

付けられた水田は除くものとする。

イ 同一のほ場で同一の年度に複数の取組が行われた場合にあっては、複数の取組を選択してそのほ場の面積を助成対象面積とすることができるものとし、この場合にあっては、第3の4の耕畜連携水田活用対策営農計画書（以下「耕畜連携営農計画書」という。）に複数の取組を実施する旨を記載するものとする。

#### （4）助成金の計算方法

助成金の計算方法は、次式により助成対象者ごとに行うものとする。その際、単価は10アール当たり13千円以内、単位は円、小数点以下は切り捨てとし、0円を下回る場合にあっては0円とする。

助成対象者への助成額＝（助成対象面積－水稻の作付けが行われた新規開田地の面積）×単価

### 第3 事業実施手続

#### 1 水田飼料作物生産振興計画書の作成

（1）実施要綱第5の1の水田飼料作物生産振興計画書は、別紙6により作成するものとする。

（2）地方農政局長等から承認を受けた水田飼料作物生産振興計画書は、変更申請の期限が過ぎた後に内容の変更を行うことは原則として認めないものとする。

なお、実施要綱第5の1の（2）の水田飼料作物生産振興計画書の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 3に掲げる耕畜連携水田活用計画書の追加

ウ 生産振興助成事業及び取組面積助成事業に係るそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減

#### 2 地域取組計画書の作成

（1）実施要綱第5の2の地域取組計画書は、別紙7により作成するものとする。

（2）実施要綱第5の2の（3）の地域取組計画書の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

ア 助成対象者の変更

イ 事業の中止又は廃止

ウ 事業費の30%を超える増減

#### 3 耕畜連携水田活用計画書の作成

（1）実施要綱第5の3の（1）の耕畜連携水田活用計画書は、別紙8により作成するものとする。

(2) 実施要綱第5の3の(3)の耕畜連携水田活用計画書の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 実施要綱別表2に掲げる取組の追加

ウ 事業費の30%を超える増減

#### 4 耕畜連携水田活用対策営農計画書の作成

(1) 実施要綱第5の3の(4)の耕畜連携営農計画書は、別紙9を例として地域協議会が作成した様式により作成するものとする。

(2) 2以上の地域協議会の区域において助成の対象となる取組を行う者は、その者が住所又は主たる事務所が所在する市町村を区域とする地域協議会長に耕畜連携営農計画書を提出するものとする。

#### 5 都道府県協議会業務方法書の作成

(1) 実施要綱第5の4の(1)の業務方法書の承認の申請は、生産振興助成事業又は取組面積助成事業を実施しようとする年度の4月15日までにを行うものとする。

(2) 要綱第5の4の(2)において準用する同(1)の業務方法書の変更の承認の申請は、変更後の業務方法書に基づいて生産振興助成事業又は取組面積助成事業を実施しようとする年度の4月15日までにを行うものとする。

### 第4 資金の管理

#### 1 資金の管理

都道府県協議会は、実施要綱第6の1で区分する勘定のうち、取組面積助成事業勘定について、地域協議会ごとに収支を明確にしておくものとする。

#### 2 資金の流用

都道府県協議会長は生産振興助成事業勘定から取組面積助成勘定への流用を行ってはならないものとする。

なお、都道府県協議会は、取組面積助成事業を実施するために地域協議会に交付した額を必要に応じて他の地域協議会に流用することができるものとする。

#### 3 資金の管理により生じる果実の取扱い

資金の管理により生じる果実については、資金に繰り入れるものとし、事業の実施に必要な事務経費に充てることができるものとする。

#### 4 資金の管理状況の報告

実施要綱第6の5の毎年度末における資金の管理状況の報告は、別紙10により、報告に係る年度の翌年度の4月30日までにを行うものとする。

## 5 資金の繰越

都道府県協議会は、年度の終了時に資金に余剰が生じた場合は、勘定ごとに翌年度に繰り越すものとする。

## 第5 事務経費の使途

都道府県協議会にあつては、別紙11に掲げる範囲内で、資金の一部を事業の実施に必要な事務経費等として利用することができる。また、地域協議会は別紙12に掲げる範囲内で、都道府県協議会から交付される補助金の一部を事業の実施に必要な事務経費等として、利用することができるものとする。

## 第6 事業の実績等の報告

- 1 実施要綱第7の1の(1)の生産振興事業の補助の対象となった取組の実績の都道府県協議会長への報告は、別紙13により、事業を実施した翌年度の4月30日までに行うものとし、都道府県協議会長から地方農政局長への報告は、別紙14により行うものとする。
- 2 実施要綱第7の1の(2)の事業終了後における生産振興事業の補助の対象となった取組の状況の都道府県協議会長への報告は、別紙15により、都道府県協議会長が定める日までに行うものとし、地方農政局長への報告は、別紙16により、その事業の取組が完了した年度から3年間、報告に係る年度の翌年度の7月15日までに行うものとする。
- 3 実施要綱第7の2の取組面積助成事業の実績の都道府県協議会への報告は、別紙17により、事業を実施した翌年度の4月30日までに行うものとし、都道府県協議会長から地方農政局長への報告は、別紙18により行うものとする。

## 第7 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会は、本事業に係る事務の一部を他の者に委託して実施することができるものとする。

## 第8 他の施策との関連

実施要綱第10のその他関連する施策との連携は、次に掲げるものとする。

- 1 「飼料自給率向上計画の策定について」との関係  
助成対象者が、畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について（平成18年3月31日付け17生畜第2867号生産局長通知）に基づく飼料自給率向

上計画を策定しているかを確認し、又は策定させるものとする。

## 2 環境と調和のとれた農業生産活動の推進との関係

耕畜連携水田活用対策事業の助成金を受けようとする者から、環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づく点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

## 3 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

本事業の受益者のうち配合飼料を購入している畜産農家等は、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」の各業務方法書の基本契約を締結し、さらに毎年度行われる数量契約を継続して締結するものとする。また、前年度において契約を締結していない畜産農家等は配合飼料価格安定制度への加入に努めるものとする。